

ダム水路主任技術者免状の交付申請について

関東経済産業局資源エネルギー部電力安全課発電室

この案内書は、電気事業法第44条第2項第1号の規定に基づき、学歴又は資格を有している者が実務経験によりダム水路主任技術者免状交付（以下「免状交付」という。）の申請を行う場合のものであります。

説明の中で「法」とは「電気事業法」、「省令」とは「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令」のことです。

．新たに免状交付を受ける方

1．免状交付の該当者

主任技術者免状の種類ごとに省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する方。
（法第44条第2項第1号）

2．必要書類

(1) 主任技術者免状交付申請書（省令・様式6）	総ての申請者
(2) 卒業証明書	
(3) 実務経験証明書	
(4) 高さ15m以上の発電用ダムの工事、維持又は運用の実務内容についての具体的な説明書	1種申請の方のみ
(5) 戸籍抄本又は住民票（本籍の記載のあるもの）	
(6) 修得学科目証明書	科目名だけでは学科の内容が判断できない場合のみ

作成方法は5．を参照してください。

3．書類の提出先・問い合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー部 電力安全課 発電室

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいまた新都心合同庁舎1号館
電話 048-600-0391～0393 FAX 048-601-1301

又は、最寄りの経済産業局（連絡先は、参考資料（3）各経済産業局の連絡先を参照）

4．申請手数料

交付手数料 6,600円（平成16年3月31日改正）

5. 申請書類の作成方法

(1) 主任技術者免状交付申請書

様式

様式は、省令の様式第6又は電子申請の場合は様式第10、様式第13により、記載は黒か青のペン又はボールペン書き（ワープロ可）としてください。

収入印紙

収入印紙は消印をしないで所定の箇所にはってください。収入印紙の金額は不足しても、多すぎても受理できませんので、電気事業法関係手数料規則（4.）の金額をよく確かめてください。（収入印紙は郵便局等で販売しています。現金、郵便切手、都道府県で発行する収入証紙などの場合は受理できません。）

申請書の年月日

申請の年月日を記載してください。

申請先

申請先は経済産業大臣としてください。

住所

住所は、本人の現住所（郵便物の届く住居表示（例：何番何号何々方、何々会社社宅何棟何号室まで））をはっきりと記載し、又、郵便番号も必ず記載してください。

氏名

氏名は戸籍又は住民票に記載されているとおりに記載してください。

交付を受けようとする免状の種類

ダム水路主任技術者免状は次の2種類があります。

第1種ダム水路主任技術者

第2種ダム水路主任技術者

(2) 卒業証明書

卒業証明書の様式は特に定められていないので、卒業した学校又はその事務を継承している学校で発行するものを添付してください。なお、卒業証書又は卒業証明書の写しでは受理できないので注意してください。

又、旧制の専門学校等の卒業証明書の場合は、その証明人は新制に移行された大学の長又は工業高等学校長などで差し支えありませんが、その卒業証明書には必ず卒業した当時の旧制の学校名を記載してあることが必要です。

(3) 実務経験証明書

様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。

書き方は、すべて横書きとしてください。

証明書は、同一勤務者（1社、1局）毎に作成し、2以上の勤務先の履歴を合計しなければ省令で定める実務経歴の条件を満たさない場合は、それぞれの勤務先の証明書を添付すること。

省令の対象となる全ての実務経験について記載してください。

「年月日」及び「勤務先及び所在地」欄は、何年何月何日から何年何月何日まで何々の地位（役職名）というようにはっきり分けて記載してください。同じ勤務先でも役職が変わった場合は、それぞれの勤務年月日が判るように分けて記載してください。

なお、ダム水路主任技術者（許可主任技術者を含む。）の地位にあれば、その旨をこの欄に併せて記載してください。

「実務の経験の内容」欄は、「役職名」欄の仕事の説明をするのではなく、ある期間にどのような仕事をしたのか、単に「水力設備の保守又は工事」などと言った抽象的な表現でなく、申請者が、自らその期間に従事した水力設備等の名称及び担当した工事、維持又は運用に関する職務の内容を具体的に詳しく記載してください

・免状の再交付をされる方

1. 必要書類

(1) 主任技術者免状再交付申請書 (省令・様式8)	総ての申請者
(2) 戸籍抄本又は住民票(本籍の記載のあるもの)	主任技術者免状の記載事項に変更がある場合のみ

作成方法は4.を参照してください。

2. 書類の提出先・問い合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー部 電力安全課 発電室
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいまた新都心合同庁舎1号館
電話 048-600-0391～0393 FAX 048-601-1301

又は、最寄りの経済産業局(連絡先は、参考資料(3)各経済産業局の連絡先を参照)

3. 申請手数料

再交付手数料 2,600円(平成16年3月31日改正)

4. 申請書類の作成方法

(1) 主任技術者免状再交付申請書

様式

様式は、省令の様式第8又は電子申請の場合は様式第10、様式第15により、記載は黒か青のペン又はボールペン書き(ワープロ可)としてください。

収入印紙

収入印紙は消印をしないで所定の箇所にはってください。収入印紙の金額は不足しても、多すぎても受理できませんので、電気事業法関係手数料規則(4.)の金額をよく確かめてください。(収入印紙は郵便局等で販売しています。現金、郵便切手、都道府県で発行する収入証紙などの場合は受理できません。)

申請書の年月日

申請の年月日を記載してください。

申請先

申請先は経済産業大臣としてください。

住所

住所は、本人の現住所(郵便物の届く住居表示(例:何番何号何々方、何々会社社宅何棟何号室まで))ははっきりと記載し、又、郵便番号も必ず記載してください。

本籍、生年月日、免状の種類及び番号、免状の取得年月日

交付されていた内容を間違いなく記載してください。なお、本籍、氏名などの変更を生じた場合は、新しい内容を記載し、戸籍抄本又は住民票(本籍の記載のあるものに限る)を添付してください。

再交付を受ける理由

「汚損」、「紛失」など簡潔に記入してください。なお、汚損などの場合はその免状を添付してください。

参考資料

(1) 資格要件

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条の表（抜粋）

免状の種類	学歴又は資格	実務の経験	
		実務の内容	経験年数
第1種ダム 水路主任技 術者	1 学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者	水力設備（電氣的設備を除く。以下同じ。）又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後高さ15m以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験3年以上を含む5年以上
	2 学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（1に掲げる者を除く。）	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後高さ15m以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験3年以上を含む9年以上
	3 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後高さ15m以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験4年以上を含む6年以上
	4 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（3に掲げる者を除く。）	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後高さ15m以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験4年以上を含む10年以上
	5 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後高さ15m以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験5年以上を含む10年以上
	6 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（5に掲げる者を除く。）	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後高さ15m以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験5年以上を含む14年以上
	7 学校教育法による中学校を卒業した者	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後高さ15m以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験10年以上を含む20年以上
第2種ダム 水路主任技 術者	1 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者	水力設備の工事、維持又は運用	卒業後3年以上
	2 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（1に掲げる者を除く。）	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後5年以上（3年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）

3 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後5年以上（3年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）
4 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（3に掲げる者を除く。）	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後7年以上（3年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）
5 学校教育法による中学校を卒業した者	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後12年以上（8年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）

(2) 各種書類様式
(主任技術者免状交付申請書様式)

様式第6（第4条関係）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">収 入 印 紙</p> <p style="text-align: center;">消印を しないこと</p> </div>	整 理 番 号
	受 理 年 月 日

主任技術者免状交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
氏 名

電気事業法第44条第2項第1号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	第 種ダム水路主任技術者
登録学科目及び合格年度	_____

備考 1 . 印の欄は、記載しないこと。
2 . 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(実務経験証明書参考様式)

実務経験証明書

住所 県 郡 町 番地
 市 村 区
 氏名 ふ り が な
 学歴 昭和 年 月
 大学工学部土木工学科卒業

上の者、下記のとおりダム水路関係の実務経験を有することを証明する。

年 月 日	勤務先及び所在地	実務の経験の内容	備 考
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 (年 ヶ月)	株式会社 支店土木課 (市)	管内水力設備の工事(改造取替 修理等変更の工事の現場監督)	
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 水力発電 所 建設所(県 郡)	発電所設置の工事の工区主 任	ダム高
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 支店 電力所 土木課 (市)	管内水力設備の工事(取替、修 理等変更の工事の計画、設計及 場監督)維持及び運用(水路び調 査)	ダム高 さ m
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (年 ヶ月)	〃	ダム ダム主任	ダム高
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 土木部 課(市)	水力設備の変更の工事の設計、 計画の指導、維持及び運用の指 導	発電所 kW
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 土木部 課(市)	水力発電所設置の工事の計画及 び設計	
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 支店 電力所土木課 (市)	土木課長として管内水力設備の 工事、維持及び運用の統括	主要発電所 名

経験年数 年(高さ15m以上の発電用ダムに関する経験 年) 注1

平成 年 月 日

所 在 地
会 社 名

電力株式会社
代表取締役

社 長

印

なお、第2種ダム水路主任技術者免状申請の場合は、上様式中の経験年数の記載方法は、「経験年数 年(水力設備に係る経験年数 年)」とする。(注1)

(高さ15m以上の発電用ダムの工事、維持又は運用の実務内容についての具体的な説明書参考様式)[第1種のみ]

高さ15m以上の発電用ダムの工事、維持又は運用の実務内容についての具体的な説明書

住所 県 郡 町 市 村 区 番地

氏名

上の者、下記のとおり高さ15m以上の発電用ダム関係の実務経歴を有することを証明する。

年 月 日	勤務先及び所在地	ダム名称	実務の内容	備 考
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 水力発電 所 建設所(県 郡)	ダム 高さ m	ダムバッチャー プラントの設計 基礎処理設計	発電所 kW
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 支店 電力所 土木課 (市)	ダム 高さ m	管内水力設備の維持 及び運用(ダム の点検、各種測定及 び調査)	発電所 kW
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (年 ヶ月)	〃	ダム	ダム主任	発電所
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (年 ヶ月)	同社 土木部 課(市)	ダム 高さ m	ダムの応力計算 工程管理	発電所 kW
高さ15m以上の発電用ダムに関する経験 年				

平成 年 月 日

所 在 地
会 社 名

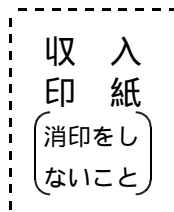
電力株式会社
代表取締役

社 長



(主任技術者免状再交付申請書様式)

様式第8(第5条関係)



整理番号	
受理年月日	

主任技術者免状再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名 印

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第5条第1項の規定により次のとおり主任技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

本籍	
生年月日	
免状の種類	第 種ダム水路主任技術者免状
免状の番号	第 号
免状の取得年月日	
再交付を受ける理由	

- 備考
1. 印の欄は、記載しないこと。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名をすることができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(3) 各経済産業局の連絡先

北海道経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎(〒060-0808)	電話 011-709-1795 FAX. 011-709-1796
東北経済産業局 (電力・ガス事業部発電課)	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(〒980-8403)	電話 022-215-9249 FAX. 022-224-4370
関東経済産業局 (資源エネルギー部電力安全課発電室)	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館(〒330-9715)	電話 048-600-0391~3 FAX. 048-601-1301
中部経済産業局 (資源エネルギー部電力安全課)	名古屋市中区三の丸2-5-2 (〒460-8510)	電話 052-951-2817 FAX. 052-951-9802
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局(電力安全課)	富山市愛宕町1-2-26 (〒930-0091)	電話 076-432-5580 FAX. 076-432-0909
近畿経済産業局 (資源エネルギー部電力安全課)	大阪市中央区大手前1-5-44 (〒540-8535)	電話 06-6966-6048 FAX. 06-6966-6089
中国経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館(〒730-8531)	電話 082-224-5742 FAX. 082-223-6299
四国経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	高松市番町1-10-6 (〒760-8512)	電話 087-831-3141(代) FAX. 087-862-1878
九州経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (〒812-8546)	電話 092-482-5524 FAX. 092-482-5973
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部(電力・ガス事業課)	那覇市前島2-21-7 (〒900-8530)	電話 098-862-1455 FAX. 098-860-1375

申請書の宛先は経済産業大臣としてください。